

2019年3月27日

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

「料金その他の供給条件の内容」の一部変更について

このたび、当社では「料金その他の供給条件の内容」（以下、「料金表」といいます。）について、下記のとおり内容の一部を変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は電気料金の算定期間の初日が、2019年4月1日(月)以降となる電気料金から適用させていただきます。本変更後の料金表については、2019年4月1日(月)以降当社ホームページ (<https://www.lixiltepcosp.co.jp/>) において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

<変更箇所と対象となる料金表>

1. 料金表における電力量料金を変更いたします。

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内）			
・ 建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト ・ 建て得でんき A/B			
変更前		変更後	
4(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。			
定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	2,062円80銭	
定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	<u>2,056</u> 円80銭	
5(4)ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。			
定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	2,062円80銭	
定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	<u>2,056</u> 円80銭	

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内）			
・ 建て得バリューEプレミアム/スタンダード			
変更前		変更後	
7(2)イ 夜間時間			
1キロワット時につき		13円02銭	
1キロワット時につき		<u>12</u> 円 <u>97</u> 銭	

<変更箇所と対象となる料金表>

- 燃料費調整の前提緒元の見直しが行われました。これに伴い、料金表における燃料調整を改定し、離島ユニバーサルサービス調整を追加いたします。

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト</li> <li>・建て得でんき</li> </ul>	
変更前	変更後
<p>4(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>4(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、<u>別表1(燃料費調整)(1)へ</u>によって算定された燃料費調整額を<u>差し引きまたは加えた</u>ものといたします。</p>
<p>5(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>5(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、<u>別表1(燃料費調整)(1)へ</u>によって算定された燃料費調整額を<u>差し引きまたは加えた</u>ものといたします。</p>
<p>別表1(1)イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当た</p>	<p>別表1(1)イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当た</p>

<p>りの平均石炭価格  <math>\alpha = 0.1490</math>  <math>\beta = 0.2575</math>  <math>\gamma = 0.7179</math></p>	<p>りの平均石炭価格  <math>\alpha = \underline{0.0053}</math>  <math>\beta = \underline{0.1861}</math>  <math>\gamma = \underline{1.0757}</math></p>
<p>(該当項目無)</p>	<p><u>別表 1(1)ロ 離島平均燃料価格</u>  <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u>  <u>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</u>  <u>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></u>  <u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u>  <u>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u>  <u>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u>  <u><math>\alpha = 1.0000</math></u>  <u><math>\beta = 0.0000</math></u>  <u><math>\gamma = 0.0000</math></u>  <u>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p>
<p>別表 1(1)ロ 燃料費調整単価  燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。  なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。  1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合  燃料費調整単価 = (33,500 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000  1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を上回り、かつ、50,300 円以下の場合  燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 33,500 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000  1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 50,300 円を上回る場合  平均燃料価格は、50,300 円といたします。  燃料費調整単価 = (50,300 円 - 33,500 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>	<p>別表 1(1)ハ 燃料費調整単価  燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。  なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。  <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円以下の場合</u>  <u>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,400 円) × (2) の燃料基準単価 ÷ 1,000</u>  1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>41,100</u> 円を上回る場合  平均燃料価格は、<u>41,100</u> 円といたします。  燃料費調整単価 = (<u>41,100</u> 円 - <u>27,400</u> 円) × (2) の<u>燃料</u>基準単価 ÷ 1,000</p>
<p>(該当項目無)</p>	<p><u>別表 1(1)ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</u></p>

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。  
1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円以下の場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価  
= (離島平均燃料価格 - 52,500 円) × (3) の離島基準単価 ÷ 1,000  
1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合  
離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。  
離島ユニバーサルサービス調整単価  
= (78,800 円 - 52,500 円) × (3) の離島基準単価 ÷ 1,000

別表 1(1)ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 6 月 1 日か	料金の算定期間の末日がそ

別表 1(1)ホ 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

また、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間および離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 <u>および離島平均燃料価格算定期間</u>	燃料費調整単価適用期間 <u>および離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</u>
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 6 月 1 日か	料金の算定期間の末日がそ

ら8月31日までの期間	の年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間	ら8月31日までの期間	の年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日に属する料金の算定期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日に属する料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間
別表1(1)二 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		別表1(1)△ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に△、 <u>ニ</u> によって算定された燃料費調整単価、 <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u> を適用して算定いたします。	
別表1(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。		別表1(2) <u>燃料</u> 基準単価 <u>燃料</u> 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。	
1キロワット時につき	17 銭 6 厘	1キロワット時につき	13 銭 4 厘
(該当項目無)		別表1(3) <u>離島</u> 基準単価 <u>離島</u> 基準単価は、 <u>離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</u>	
		1キロワット時につき	3 厘



<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内） ・建て得バリューEプレミアム/スタンダード	
変更前	変更後
<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、<u>別表1（燃料費調整）(1)へ</u>によって算定された燃料費調整額を<u>差し引きまたは加えた</u>ものといたします。</p>
<p>別表1（1）イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格＝<math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.1490</math></p> <p><math>\beta = 0.2575</math></p> <p><math>\gamma = 0.7179</math></p>	<p>別表1（1）イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格＝<math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = \underline{0.0053}</math></p> <p><math>\beta = \underline{0.1861}</math></p> <p><math>\gamma = \underline{1.0757}</math></p>
<p>（該当項目無）</p>	<p><u>別表1(1)ロ 離島平均燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>離島平均燃料価格＝<math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></u></p> <p><u>A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</u></p> <p><u>B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p>

	<p><math>\alpha = 1.0000</math>  <math>\beta = 0.0000</math>  <math>\gamma = 0.0000</math></p> <p><u>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p>
<p>別表1(1)ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合  燃料費調整単価 = (33,500円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回り、かつ、50,300円以下の場合  燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 33,500円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300円を上回る場合  平均燃料価格は、50,300円といたします。  燃料費調整単価 = (50,300円 - 33,500円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000</p>	<p>別表1(1)ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円以下の場合</u>  <u>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,400円) × (2)の燃料基準単価 ÷ 1,000</u></p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合  平均燃料価格は、41,100円といたします。  燃料費調整単価 = (41,100円 - 27,400円) × (2)の燃料基準単価 ÷ 1,000</p>
<p>(該当項目無)</p>	<p><u>別表1(1)ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円以下の場合</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>  <u>= (離島平均燃料価格 - 52,500円) × (3)の離島基準単価 ÷ 1,000</u></p> <p><u>1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合</u>  <u>離島平均燃料価格は、78,800円といたします。</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>  <u>= (78,800円 - 52,500円) × (3)の離島基準単価 ÷ 1,000</u></p>
<p>別表1(1)ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期</p>	<p>別表1(1)ホ 燃料費調整単価、<u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期</p>

間に使用される電気に適用いたします。  
 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の6月1日から6月30日に属する料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の7月1日から7月31日に属する料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の8月1日から8月31日に属する料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の9月1日から9月30日に属する料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の10月1日から10月31日に属する料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30

間に使用される電気に適用いたします。  
また、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。  
 なお、各平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間および離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間および離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の6月1日から6月30日に属する料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の7月1日から7月31日に属する料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の8月1日から8月31日に属する料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の9月1日から9月30日に属する料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の10月1日から10月31日に属する料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日



日までの期間	日に属する料金の算定期間	日までの期間	に属する料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間
別表1(1)二 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		別表1(1) <u>ハ</u> 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に <u>ハ</u> 、 <u>ニ</u> によって算定された燃料費調整単価、 <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u> を適用して算定いたします。	
別表1(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。		別表1(2) <u>燃料</u> 基準単価 <u>燃料</u> 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。	
1キロワット時につき	17 銭 6 厘	1キロワット時につき	<u>13 銭 4 厘</u>
(該当項目無)		別表1(3) <u>離島基準単価</u> <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</u>	
		<u>1キロワット時につき</u>	<u>3 厘</u>

<変更箇所と対象となる料金表>

3. 本変更後の料金表の実施期日を変更いたします。

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト</li> <li>・建て得でんき A/B</li> </ul>	
変更前	変更後
<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2018年9月18日から実施いたします。</p>	<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2019年<u>4月1日から実施し、電気料金の算定期間の初日が、2019年4月1日以降となる電気料金から適用</u>いたします。</p>

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

（変更箇所は赤字下線の部分です）

対象の料金表（九州電力管内）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得バリューEプレミアム/スタンダード</li> </ul>	
変更前	変更後
<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2019年1月1日から実施し、電気料金の算定期間の初日が、2019年1月1日以降となる電気料金から適用いたします。</p>	<p>附則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2019年<u>4</u>月1日から実施し、電気料金の算定期間の初日が、2019年<u>4</u>月1日以降となる電気料金から適用いたします。</p>

以上

小売電気事業者
株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ (小売電気事業登録番号：A0461) 〒136-0071 東京都江東区亀戸6丁目57番20号 FUJISAKI KAMEIDO 東口ビル8階
お問い合わせ先
0120-228-267 (月曜日～金曜日 9:00～18:00 / 土日祝日 9:00～17:00) (年末年始・夏季休暇等を除く)